

第 15 編 漁 場 編

第 1 章 魚 礁

第 1 節 適 用

1. 適用工種

本章は、漁港漁場関係工事（魚礁）における魚礁工、雑工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第 4 編港湾・漁港工事共通編の規定による。

第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

(社)全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計の手引き 2003 年版（平成 15 年 10 月）
水産庁漁港部 漁港関係事業設計・測量業務等共通仕様書（平成 11 年 4 月）

第 3 節 魚 礁 工

魚礁工の施工については、第 4 編第 5 章第 25 節魚礁工の規定による。

第 4 節 雑 工

雑工の施工については、第 4 編第 5 章第 29 節雑工の規定による。

第2章 増殖場

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、漁港漁場関係工事（増殖場）における着定基質工、海上地盤改良工、基礎工、本体内工（ケーソン式）、本体内工（ブロック式）、本体内工（場所打式）、本体内工（捨石・捨ブロック式）、本体内工（鋼矢板式）、本体内工（コンクリート矢板式）、本体内工（鋼杭式）、本体内工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、構造物撤去工、雑工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

（社）全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計の手引き（2003年版）

水産庁漁港部 漁港関係事業設計・測量業務等共通仕様書（平成11年4月）

第3節 着定基質工

着定基質工の施工については、第4編第5章第26節着定基質工の規定による。

第4節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第5章第5節海上地盤改良工の規定による。

第5節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第5章第6節基礎工の規定による。

第6節 本体内工（ケーソン式）

本体内工（ケーソン式）の施工については、第4編第5章第7節本体内工（ケーソン式）の規定による。

第7節 本体内工（ブロック式）

本体内工（ブロック式）の施工については、第4編第5章第8節本体内工（ブロック式）の規定による。

第8節 本体内工（場所打式）

本体内工（場所打式）の施工については、第4編第5章第9節本体内工（場所打式）の規定による。

第9節 本体内工（捨石・捨ブロック式）

本体内工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第4編第5章第10節本体内工（捨石・捨ブロック式）の規定による。

第10節 本体内工（鋼矢板式）

本体内工（鋼矢板式）の施工については、第4編第5章第11節本体内工（鋼矢板式）の規定による。

第11節 本體工（コンクリート矢板式）

本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第4編第5章第12節本體工（コンクリート矢板式）の規定による。

第12節 本體工（鋼杭式）

本體工（鋼杭式）の施工については、第4編第5章第13節本體工（鋼杭式）の規定による。

第13節 本體工（コンクリート杭式）

本體工（コンクリート杭式）の施工については、第4編第5章第14節本體工（コンクリート杭式）の規定による。

第14節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第4編第5章第15節被覆・根固工の規定による。

第15節 上部工

上部工の施工については、第4編第5章第16節上部工の規定による。

第16節 消波工

消波工の施工については、第4編第5章第18節消波工の規定による。

第17節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第5章第27節構造物撤去工の規定による。

第18節 雑工

雑工の施工については、第4編第5章第29節雑工の規定による。

第3章 養殖場

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、漁港漁場関係工事（養殖場）における浚渫工、土捨工、海上地盤改良工、基礎工、本体内工（ケーソン式）、本体内工（ブロック式）、本体内工（場所打式）、本体内工（捨石・捨ブロック式）、本体内工（鋼矢板式）、本体内工（コンクリート矢板式）、本体内工（鋼杭式）、本体内工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、埋立工、構造物撤去工、雑工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

（社）全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計の手引き（2003年版）

水産庁漁港部

漁港関係事業設計・測量業務等共通仕様書（平成11年4月）

第3節 浚渫工

浚渫工の施工については、第13編第1章第3節浚渫工の規定による。

第4節 土捨工

土捨工の施工については、第4編第5章第4節土捨工の規定による。

第5節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第5章第5節海上地盤改良工の規定による。

第6節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第5章第6節基礎工の規定による。

第7節 本体内工（ケーソン式）

本体内工（ケーソン式）の施工については、第4編第5章第7節本体内工（ケーソン式）の規定による。

第8節 本体内工（ブロック式）

本体内工（ブロック式）の施工については、第4編第5章第8節本体内工（ブロック式）の規定による。

第9節 本体内工（場所打式）

本体内工（場所打式）の施工については、第4編第5章第9節本体内工（場所打式）の規定による。

第10節 本体内工（捨石・捨ブロック式）

本体内工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第4編第5章第10節本体内工（捨石・捨ブロック式）の規定による。

第11節 本體工（鋼矢板式）

本體工（鋼矢板式）の施工については、第4編第5章第11節本體工（鋼矢板式）の規定による。

第12節 本體工（コンクリート矢板式）

本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第4編第5章第12節本體工（コンクリート矢板式）の規定による。

第13節 本體工（鋼杭式）

本體工（鋼杭式）の施工については、第4編第5章第13節本體工（鋼杭式）の規定による。

第14節 本體工（コンクリート杭式）

本體工（コンクリート杭式）の施工については、第4編第5章第14節本體工（コンクリート杭式）の規定による。

第15節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第4編第5章第15節被覆・根固工の規定による。

第16節 上部工

上部工の施工については、第4編第5章第16節上部工の規定による。

第17節 消波工

消波工の施工については、第4編第5章第18節消波工の規定による。

第18節 埋立工

埋立工の施工については、第13編第1章第5節埋立工の規定による。

第19節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第5章第27節構造物撤去工の規定による。

第20節 雑工

雑工の施工については、第4編第5章第29節雑工の規定による。